

労働保険事務組合

エンジェル会だより

会 長 森戸 常雅
 社会保険労務士 西川 純子
 社会保険労務士 小田 知輝

〒730-0017 広島市中区鉄砲町7番8号

ホームページ: <http://www.m-cg.co.jp>

12月の事務カレンダー

10日 ○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】

○雇用保険被保険者資格取得届の提出【公共職業安定所】

1月6日 ○法人税の申告と納税（10月決算法人及び4月決算法人の中間申告）【税務署】

○健保・厚生年金保険料の納付【郵便局または銀行】

本年最後の給料の支払いを受ける日の前日まで

○給与所得者の保険料控除申告書<生命保険・損害保険・社会保険>

兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出〔給与の支払者〕

令和6年12月2日以降の社会保険の取得届

令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が終了し、マイナンバーカードを利用する仕組みに移行します。

マイナンバーカードをお持ちでない方につきましては、協会けんぽが発行する「資格確認書」で医療機関等を受診していただくこととなります。令和6年12月2日以降、「被保険者資格取得届」および「被扶養者（異動）届」に「資格確認書発行要否」欄が新たに設けられますので、資格確認書を必要とされる場合は、届出書の「発行が必要」にチェックを入れてください。

被保険者	氏名	性別	生年月日	住所	電話番号	資格取得届	資格確認書発行要否
被扶養者	氏名	性別	生年月日	住所	電話番号	資格取得届	資格確認書発行要否
被扶養者	氏名	性別	生年月日	住所	電話番号	資格取得届	資格確認書発行要否

発行が必要

参考：日本年金機構「令和6年12月2日以降は健康保険証が発行されなくなります」

令和7年4月以降の 育児休業給付金の支給対象期間延長手続き

令和7年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は**保育所等の利用申込書の写し**が必要となります。市町村長に保育所等の利用申し込みを行う際は、必ず申込書の写し（電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容を印刷したもの、または、申し込みを行った画面を印刷したもの）をとって保管しておいてください。

改正のポイント

従来	保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市町村長の発行する入所保留通知書などにより確認していました。
令和7年4月以降	従来の確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になります。

必要な書類

子が1歳（1歳6ヶ月）に達する日が令和7年4月以後となる方が、育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合には、次の書類を「育児休業給付金支給申請書」に添付する必要があります。

- ・ **育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書（追加）**

- ・ **市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し（追加）**

※申込書の写しは市区町村に申し込んだものと同じものであれば、市区町村の受付印は不要です。利用申し込みの内容を途中で変更した場合は変更後の申込書の写しを提出していただく必要があります。

※申込書の写しは**全てのページを提出してください**。また、市区町村に入所申し込みを行ったときに、入所保留となることを希望する旨の書類を提出している場合は、その書類の写しも提出してください。

※申込書の写しの内容について市区町村に確認する場合があります。

※提出された申込書の写しの内容が実際の申し込み内容と異なることが判明した場合は、不正受給に該当し、不正に受給した金額の返還と、悪質な場合はそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられることがあります。

- ・ **市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）**

参考：厚生労働省「2025年4月から保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります」